

議案第 4 号

白井市議会議員及び白井市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

白井市議会議員及び白井市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 4 日 提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

提案理由

本案は、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、白井市議会議員及び白井市長の選挙における選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額を変更するため、条例の一部を改正するものです。

白井市議会議員及び白井市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

白井市議会議員及び白井市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成14年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第11条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の白井市議会議員及び白井市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される白井市議会議員及び白井市長の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された白井市議会議員及び白井市長の選挙については、なお従前の例による。

議案第4号資料

○白井市議会議員及び白井市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成14年条例第32号)

新旧対照表

改正案	現行
(略)	(略)
(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)	(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)
<p>第8条 市は、公職の候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が8円38銭を超える場合には、<u>8円38銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該公職の候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該公職の候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を、第6条において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、その者に対して支払う。</p>	<p>第8条 市は、公職の候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円73銭を超える場合には、<u>7円73銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該公職の候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該公職の候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を、第6条において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、その者に対して支払う。</p>
(略)	(略)
(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)	(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)
<p>第11条 市は、公職の候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>586円88銭</u>に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該公職の候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該公職の候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、その者に対して支払う。</p>	<p>第11条 市は、公職の候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該公職の候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該公職の候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、その者に対して支払う。</p>
(略)	(略)